

## 平成27年山形村議会第4回定例会

### 議事日程（第3号）

平成27年12月18日（金曜日）午後 1時46分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
《委員会付託陳情、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 27陳情第 4号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第48号
- 日程第 4 議案第49号
- 日程第 5 議案第50号
- 日程第 6 議案第51号
- 日程第 7 議案第52号
- 日程第 8 議案第53号
- 日程第 9 議案第54号
- 日程第10 議案第55号
- 日程第11 議案第56号  
《追加議案、審議、表決》  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 発議第 9号
- 日程第13 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第14 議員派遣の件について

閉会宣告

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 2 番 三 澤 一 男 君	1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君	副 村 長 中村俊春 君
教 育 長 山口隆也 君	会 計 管 理 者 住吉 誠 君
総 務 課 長 住吉 誠 君	税 務 課 長 篠原雅彦 君
住 民 課 長 青沼永二 君	保 健 福 祉 課 塩原美智代 君 長
子 育 て 支 援 課 長 小林好子 君	保 育 園 長 百瀬 清 君
産 業 振 興 課 長 赤羽孝之 君	建 設 水 道 課 長 旗町通憲 君
教 育 次 長 上條憲治 君	総 務 課 財 政 係 長 村田鋭太 君

---

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子 君	書 記 神通川直美 君
--------------	-------------

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時46分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番・西牧一敏議員、10番・竹野入恒夫議員を指名します。

---

◎委員会付託陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

委員会付託陳情の審議、表決を行います。

既に、所管の常任委員会に付託して審査いただいております陳情の委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の陳情審査結果報告のとおりですが、ここで担当常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る12月16日に委員会審査を行い、27陳情第4号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」については採択とし、措置として内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に意見書の

提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、陳情についての討論、採決を行います。

日程第2、27陳情第4号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議があるようですので討論を行います。

最初に、本陳情に反対の議員の討論を許します。

西牧議員。

○9番（西牧一敏君） 西牧ですけれども、反対の討論としてしますけれども、この「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」というところで、下に1、2、3とございますけれども、2と3について反対討論をいたします。

介護保健施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護員1人以上に引き上げること、夜間の人員配置を改善すること。3番目、上記の事項の実現を図るため国費で費用を賄うことというところでございますけれども、実はこういう文言がございます。

「利用者から寄せられている苦情の多くもサービスの質や内容に関するものであり、説明、情報の不足や従業員の態度などの問題を指摘する声も強い。諸外国においても近年の介護制度改革においては、サービスの質の確保向上に重点を置いた改革が進められている」ということでありまして、介護員をたくさん採用すれば今の介護が非常に利用がよくなるということではないと、このように私は思います。

今ここに書いてあるとおりに利用者2人に対して介護職員が1人以上ということは、これ極端なことを言えばマン・ツー・マンということになるわけでございまして、やはりそのところは非常に問題ではないかと。やはり質を上げていく、量よりも質を

上げていくということの方が急務ではないかと。

それについてはここには出ていないのですけれども、医療行為ということ、これも多々ございます。そういうようなところから改善はされてきておりますけれども、それに対して現場の人たちがちゅうちょしているという、これも現実問題でございまして、そういうことから言ったときに、いま一つこの質の向上ということをまず上げていかなければいけない。量よりも質だと私はそういうふうに思うわけでございます。

それから、第3番目、上記の事項を実現を図るために国費で費用を賄うこと、これがどれだけの費用が出てくるのかということ。介護保険という根本的なところから言ったときに在宅というのが一番根本でございまして、それについて今現在は施設に預ければいいということもありますけれども、まず在宅でやはり見るとということ、これも大事なことだというふうに思うわけでございまして、その観点から言ったときに、介護員を増やすということよりも、いかに在宅でその高齢者をやはり介護できるかという視点に物事を置いていただきたい。このような観点から、私はこれに対して反対を申し上げます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本陳情に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。

この陳情は今、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準ということで、介護施設で働く労働者のアンケートをとったのを私も実際にシンポジウムなんかに出させて、その労働現場で働く人の声もお聞きしました。今非常に労働条件というのも悪くなっていて、特に夜間なんかは1人で見るという状況の中で事故も起きているということで、もう本当に身近な近々の要求としてこの3つのことをぜひお願いしたいということで出された陳情であり、これはぜひ通してほしいというものです。

介護保険制度も変えられる中で非常に労働者の条件というのも悪くなっていることはもう事実でありますので、ぜひこれは意見書として上げてほしいということで賛成します。

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結して採決したいと思います。ご異議ありますか。  
（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、次に、本陳情に反対の議員の討論を許します。

三澤議員。

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男です。

反対の立場から討論いたします。確かに介護職の現場は慢性的な人手不足に悩まされていることは十分わかります。ただし、今回の陳情は現状の厳しさだけを訴えているのみで、働く介護労働者があたかも隷属的に従事させられているようなニュアンスがあります。

当然この職業は、今後大きな従事者を要する職業であることは間違いございません。そのために介護補助用具を初め介護職の労働化低減の装置開発等も全産業を挙げて進めています。

このような要求をすることは、自らこの職業に進もうとしている考えの多くの人の人材を拒むことにもなりかねません。また、介護従事者のほかにも改善しなければならない業種も多くあります。私は特定業種のみでなく声を上げられないすべての職業の従事者の改善を求めこの陳情には反対の討論とします。

以上、反対の討論を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本陳情に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論を集結し、直ちに採決したいと思いますよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、27陳情第4号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」は採択と決定をいたしました。

---

◎議案第48号～議案第56号

○議長（平沢恒雄君） 続いて、既に提出議案の審議、表決を行います。

日程第3、議案第48号から、日程第11、議案第56号までの既に提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇)

- 総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。本委員会に付託された議案につきましては、去る12月14日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第48号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、議案第49号「山形村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、議案第50号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第54号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第3号）の所管の款・項」の5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

- 福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月16日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第51号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は原案否決すべきものと決定いたしました。

議案第52号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第53号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第3号）の所管の款・項」、議案第56号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、以上4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行

います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。

補正予算の中の防災行政無線が減額になったその経過説明については、委員会の中でいかなる審議があったのか。また、村側の説明はどのようなものであったのかをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 総務産業常任委員長。

籠田議員。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 55号の防災費の防災諸費の方ですが、担当課長の方からの説明がありましたのでご説明申し上げます。

防災無線整備工事ということで2億3,255万7,000円の減額となっております。これは平成27年度単年度の工事の一応予定だったそうですが、本年できないということになりました。設計の方からいきますと設計の委託ですね。こちらの方が5月11日の契約になっておまして、設計の方が来年の1月29日までということで、残りがもうないということで無理ではないかということだそうです。

それから、地方債の方を使われる予定で2億1,700万円ほどの地方債を使われる予定だということで、こちらの方も難しくなってしまうということをお聞きしております。繰越明許も考えたそうですが、これも難しいということです。

それから、原因の方を課長から聞いております。当初の予算編成の段階で、事務レベルで非常に先をとるか、見通せなかったというのが多かったということでこういうことになってしまったということで、担当課長よりおわびの言葉もいただいております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 質疑のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。

同じく補正予算中の土木工事に関連して、グリーン道路の修復工事が今年度行われず来年度へ回されたと聞きますが、この隣接する松本市側、これが既に工事最近完了しております。その続きの我が山形村が何で今年度できなかったか、その経過について説明があったのならそれをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 道路維持費の方で4,320万円の減額ということで聞いております。4月の下旬になって山形村の工事が見送られてしまったということだそうです。急遽その連絡があったときに建設事務所へ行って一応協議はされたようです。

変更の交付申請の補助残を見てから補助申請を出すというようなことでしたのですが、8月20日の4,150万円の交付の申請、8月20日に4,150万円の変更の申請も提出されているそうです。また、10月1日に1日付の内示があって、最終的には300万円しかつかなかったということだそうです。

ほかの町村の様子も話に出ましたのですが、説明の方に出ましたのですが、満額のところはなかったということだそうです。残念ながら山形村は採択されなかったということです。

それから、もう既に28年度要望ということで5月に概算要望を上げてあり、そして12月に入って、今月に入って来年度の本要望ということで、事業費で4,700万円の要望を県に上げたそうです。そんなように担当課長からは聞いております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 一部ちょっとわからなかったところは、その全面的に松本側であろうと山形側であろうと全額予算がつかなかったのならこれは納得いくのだけれども、山形村だけが通らなかった。その辺のその説明が今の委員長報告ではちょっとよくわからなかったのだけれども、その辺はこれは要望としてでいいのですけれども、委員会の方へもうちょっとその審議を尽くしてもらえるようお願いしてこの質疑を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんですか。質疑もないようですので質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

最初に、日程第3、議案第48号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ありますので討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。

今回のこの条例の制定、または条例改正、これは条例の制定なのですが、マイナンバー制度から来るものであり、このマイナンバー制度自体、私は漏えい問題など非常にまだ解決されていない部分がありながら、もうどんどん入ってきてしまうということとで反対であります。

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないと認めまして討論を集結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第48号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第49号「山形村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論、採決をします。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものとしまして討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第49号「山形村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第50号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) 異議ないものとし、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、議案第50号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第51号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

- 議長(平沢恒雄君) 異議ありますので討論を行います。

最初に、賛成の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(平沢恒雄君) 次に、本案に反対の議員の討論を許します。

増澤議員。

- 7番(増澤武志君) 議席番号7番、増澤武志です。

本議案に反対する立場で討論いたします。冒頭申し上げますが、私はマイナンバー制度に反対するものではありません。国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現といった目的のため必要であると支持するものであります。

本議案は、28年1月から利用開始されるいわゆるマイナンバー制度に係わるカー

ド再交付手数料の規定を変更する条例案であります。この条例は手数料を全国同一の額に合わせるものであり、条例改正の必要性は理解しております。

しかし、理事者側の対応を見たとき、今議会での成立は反対であります。本議会における提案説明、また16日に開催された福祉文教常任委員会における理事者側の説明が不十分、さらに質疑において委員からの質問に的を得た回答を得られませんでした。

これらにより委員会で否決されるという事態になりました。理事者側が説明責任を果たせない状態は、村民に対する確かな事務が執行できるのか心配であります。また、議会に対して十分な説明のため資料をそろえる等真摯な姿勢が見られません。このことは村民に対しても当てはまります。村民本位の姿勢ではないと疑ってしまいます。

これら理事者側の対応を批判する意味からあえて本議案に反対するものです。本日の全員協議会で改めて説明がされ理解できましたが、担当委員会において否決されたという事実を理事者側は重く受けとめていただきたい。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、次に賛成の議員の討論を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。

本案に賛成の立場で討論を申し上げます。委員会審議も傍聴させていただきました、また今日の全協でも説明をいただいたのですが、ある意味ではちょっと非常に不明瞭なところがあって誤解を招く点多々あったとは思われますが、そもそも電子証明というのはやるか、やらないかは個人、任意の判断になるわけです。その大前提において手数料1,000円という今謳ってあるこのこと自体が非常に不自然。手数料はあくまでも800円、これは今日の説明でもしっかりわかったことです。

今ここでいろんな思いはあろうかと思えますけれども、これを先送りにして今回否決するのは非常に山形議会にとってはまずいことだと私は思ったものですから、あえて賛成討論を申し上げます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番（大池俊子夫） 1番、大池です。

この手数料徴収条例について3月にも出されたのですが、そのときもマイナンバー制についての反対の意見を言いました。今回もあれから何カ月もたっているのですが、その漏えい問題など全然解決していません。政府の方も100%情報漏えいを防ぐ完全なものとは不可能だと言っています。また、情報を盗み取る人間がいるというリスクについても否定していません。こういう状況の中でこの手数料条例なんか違うのも関連してくるのですが、どんどん入れてしまうというのは非常に不安です。

したがって、もう少しはっきり不安材料が解決できるまで待ってもいいのではないかとということで反対します。

○議長（平沢恒雄君） 討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがいかがですか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案否決すべきものでありました。

本案は、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第51号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第52号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものとしまして討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第52号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第53号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第53号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第54号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものとし討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第54号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第55号「平成27年度山形村一般会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。

反対の立場から討論します。今回の補正予算、今までにない大きな減額のものが出てきました。アルプスグリーン道路の関係、それから防災行政無線関連などありますが、アルプスグリーン道路の関係は、やはり当初予算から300万円を残しただけでそっくり減額、それから防災行政無線の方も700万円余りちょっとを残しただけで減額、減

額となっています。

防災行政無線では仕方のない、どうしても間に合わないということで仕方のない部分もあるのですが、この部分ももうちょっと当初予算の段階から慌てないで2年計画、もう初めから工事の部分も入れなくて、もう少ししっかり計画を立ててやったらこういうふうにはならなかったのではないかと思います。

アルプスグリーン道路の関係も300万円を残して、本当に測量部分だけを残してのその計画の甘さというのが非常に目立っています。そのほかにも小さなのはあるのですが、もう少し村長の特に防災行政無線の関連は村長の目玉でもありました。もう少し計画の段階で、当初予算を立てる段階でしっかりしたものにしてほしかったということで、今回ちょっと余りにもこういう大きなものが出てきたということで、ちょっと賛成するわけにはいかないということで反対します。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論を終結して直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第55号「平成27年度山形村一般会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第56号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第56号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました陳情に対する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩をします。

休憩。

(午後 2時27分)

---

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時28分)

---

◎発議第9号

○議長(平沢恒雄君) 日程第12、発議第9号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(上条浩堂君 登壇)

○2番(上条浩堂君) 発議第9号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」について、提案説明を行います。意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

超高齢社会を迎え介護ニーズが高まる中、高齢化のピークとなる2025年には37万7,000人の介護職員の不足が予想されています。しかし、現状は全企業平均と比べ9万円も低い賃金や3Kと言われる過酷な労働により人員確保が難しい状況となっています。

このような状況下では利用者へのサービスが十分にできなかつたり、利用者に対する事故の多発が心配されます。安全・安心の介護保険制度を実現していくために、一刻も早く介護労働者の処遇を引き上げ、確保を図り、介護労働者の処遇改善を図る対

策を講じるよう意見書の提出をするものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議がないので討論を終結し、直ちに採決をします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、発議第9号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」の提出についての件は、原案どおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第13、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査、調査の申し出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査、調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査、調査をすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第14「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います、  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よってお手元に配付の議員派遣の件  
のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

---

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 閉会にあたりごあいさつを申し上げます。今年は例年にない暖  
かな陽気でありましたが、昨夜は雪が舞い、今朝は氷点下の朝でありました。ようや  
く冬を迎えた感じであります。確かに温暖化ということは生活がしやすいことであ  
りますが、近年の異常気象を考えますとかえって極端な豪雪が心配になります。昨年  
の豪雪を念頭に除雪計画と対策準備をしていますが、住民の皆様とともにぜひ平穏な  
明るい年末年始を迎えられますことを切に願っております。

さて、今定例会は、12月9日より本日12月18日までの間、平成27年第4回  
議会定例会でありました。ご提案申し上げましたすべての案件につきまして議決を賜  
りましてまことにありがとうございます。

条例制定におきましては、マイナンバー制の個人番号の利用に基づく個人番号の利  
用及び特定個人情報の提供に関する条例を初め山形村税条例、山形村国民健康保険税  
条例の一部を改正する条例等7条例の制定と一般会計と国民健康保険の補正予算の議  
決、ご承認でありました。

条例並びに補正予算につきまして、詳細にわたってご審議をいただきましたことを  
改めて御礼申し上げます。特に当初予算の減額は、山形村の明るい元気な勢いを抑え  
るものでありますが、外部要因に係わるものでありましたので、来年度への先送りを

ご理解いただきましたことを感謝申し上げます。

一方、明るく元気な追加事業では、児童クラブ施設設備の増嵩、リフォーム事業の追加助成、それから特産ナガイモ料理を銀座NAGANOでPRするイベント等にこれから山形村の元気を発信する事業をご理解いただきました。行政担当はもちろんですが、関係者の協力のもと大きな成果を期待するものであります。

最後に、初日での本議会、全員協議会、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会と本日举行されました本議会とも慎重にご審議をいただきましたこと、また一般質問では貴重なご意見をいただきましたこと、まことにありがとうございました。

議員の皆様におかれましては年末に向かい健康に留意され、輝ける平成28年の新年を迎えられ、行政をご支援されますことをご祈念申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成27年第4回議会定例会を閉会し、散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時37分）